



	専務理事	管理部長	事業課長	
決				
裁				

沖労発基0320第2号
令和5年3月20日

別記関係機関・団体の代表者 殿

沖縄労働局長
(公印省略)

沖縄労働局第14次労働災害防止計画の策定について

平素から労働行政の運営につきましては、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、厚生労働省において、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画（以下「厚生労働省計画」という。厚生労働省ホームページ参照。）を策定したところ、今般、当局において、下記の方針により別添のとおり沖縄労働局第14次労働災害防止計画（以下「沖縄局計画」という。）を策定いたしました。

つきましては、貴職におかれましても、傘下関係団体・会員等に周知していただき、当局の取組に連携していただく等により、事業者における自発的な安全衛生対策を促進していただきますよう、お願いいたします。

記

1 事業者における自発的な安全衛生対策の促進

安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備に向けて、経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等を周知し、関係機関・団体等と連携し、事業者における自発的な安全衛生対策を促進する。

2 アウトプット指標及びアウトカム指標の設定等

管内の実情に照らし、当局において特に重点とすべき事項として、厚生労働省計画の重点事項から選定し、厚生労働省計画の重点事項以外を追加し、これら当局の重点事項ごとに、アウトプット指標及びアウトカム指標を設定し、主な取組事項を定めた。

また、本計画の期間中においても、管内の実情を把握し、必要に応じて指標及び取組内容を見直し、本計画を効果的かつ効率的に推進する。

厚生労働省ホームページ（第14次労働災害防止計画）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197308.html>



[お問合せ等] 沖縄労働局 労働基準部 健康安全課
電話 098-868-4402
(課長補佐 比嘉豊)

沖縄労働局第14次労働災害防止計画

はじめに

沖縄労働局においては、安全衛生に関する最優先課題として、①死亡災害の撲滅、②死傷災害の減少、③健康診断の有所見率の改善を掲げて取り組んできたが、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者数は増減を繰り返し、休業4日以上之死傷者数は増加傾向にあり、職場の健康診断の有所見率は全国ワーストであり、これらを改善するためには、さらに計画的・効果的な対策に取り組む必要がある。

そこで、「第14次労働災害防止計画」（令和5年3月・厚生労働省策定）に取り組むほか、上記最優先課題の達成に向けて、今後5年間の重点事項並びに目標及び取組事項を定めた「沖縄労働局第14次労働災害防止計画」を策定する。

1 計画期間

2023年度から2027年度まで

2 計画の重点事項

- (1) 建設業及び製造業の労働災害防止対策の推進
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 働き盛り世代の健康づくり対策の推進

3 計画の目標

(1) 労働災害の減少目標

ア 死亡災害

2023～2027 年の 5 年計を 2018～2022 年の 5 年計と比較して 5 %以上減少させる。

イ 死傷災害

2022 年までの増加傾向に歯止めをかけ、2027 年までに減少に転じさせる。

(2) 重点事項ごとの目標と取組

アウトプット指標	アウトカム指標	重点事項ごとの取組
ア 建設業及び製造業の労働災害防止対策の推進 (ア) 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 85%以上とする。 (イ) 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。	(ア) 建設業の死亡者数を 2023～2027 年の 5 年計を 2018～2022 年の 5 年計と比較して 15%以上減少させる。 (イ) 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5 %以上減少させる。	(ア) 建設業の店社及び中小規模の建設工事現場を中心に墜落・転落災害の防止対策を指導する。 (イ) 沖縄県建設業 Safe-Work 運動(主唱：沖縄労働局・沖縄総合事務局・沖縄県土木建築部・建設業労働災害防止協会沖縄県支部)を推進する。 (ウ) 中小規模の製造業を中心に機械のリスク低減対策を指導する。
イ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 (ア) 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の	(ア) 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。	(ア) 卸売業・小売業及び医療・福祉を中心に転倒防止・腰痛予防対策を指導する。 (イ) 沖縄県小売業 SAFE 協議会及び沖

割合を 2027 年までに 50%以上とする。 (イ) 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。 (ウ) 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。	(イ) 転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。 (ウ) 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。	縄県介護施設 SAFE 協議会による転倒防止・腰痛予防対策の好事例を周知する。
ウ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。	増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。	「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を周知し、その取組を指導する。
エ 働き盛り世代の健康づくり対策の推進 (ア) 「うちなー健康経営宣言」登録事業場数を 2027 年までに 5,000 件以上とする。	職場の定期健康診断の有所見率の全国平均との差を 2022 年と比較して 2027 年までにその拡大に歯止めをかける。	(ア) 労働衛生管理体制の確立（産業医・衛生管理者・衛生推進者の選任等）を指導する。 (イ) 健康診断及び事後措置の実施を指導する。

(イ) 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。		(ウ) 5 者協定健康会議（構成：沖縄県・沖縄労働局・沖縄県医師会・沖縄産業保健総合支援センター・全国保険協会沖縄支部）による「うちなー健康経営宣言」事業を周知し、各種サポートの利用を奨励する。特に有所見率の高い業界と連携した取組を実施する。 (エ) 沖縄産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターによる産業保健支援事業の利用を奨励する。
--	--	--